

9-12 船員労務監査状況(令和5年度)

区分		管轄局					汽 船		漁 船		その他 船舶
		本 局	京 都	和歌山	勝 浦	計					
実働 状況	船員労務官数	10	2	2	3	17					
	監査延日数	371	94	156	84	705	A	B	A	B	
船舶 監査	監査船舶数	316	59	80	41	496	84	389	5	18	0
	監査船員数	1,955	348	512	250	3,065	1,083	1,815	54	113	0
	違反件数	12	0	0	2	14	1	13	0	0	0
	勧告件数	7	0	1	0	8	2	6	0	0	0
事業場 監査	監査事業場数	22	1	5	1	29	5	24	0	0	0
	監査船員数	633	7	37	4	681	244	437	0	0	0
	違反件数	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	勧告件数	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合 計	監査船舶事業者数	338	60	85	42	525	89	413	5	18	0
	監査船員数	2,588	355	549	254	3,746	1,327	2,252	54	113	0
	違反件数	14	0	0	2	16	1	15	0	0	0
	勧告件数	8	0	1	0	9	2	7	0	0	0
申告受理件数		0	0	0	0	0					

- 注) 1. 汽船Aとは、総トン数700トン以上、汽船Bとは、総トン数700トン未満の船舶。  
 2. 漁船Aとは、船員法施行規則第51条に掲げる漁船(第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます、はえ縄漁業又は機船底引き網漁業に従事するもの)、漁船Bとは、それ以外の漁船。  
 3. その他の船舶とは、汽船、漁船以外の船舶。